

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第56号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等（以下「削除号等」という。）を削り、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には、当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（10） 略</p> <p>（11） 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア <u>介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関する事務に限る。次項第2号において「試験問題作成事務」という。）</u> 1件につき <u>1,000円</u></p> <p>イ <u>介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務（アに掲げる事務を除く。次項第3号において「試験事務」という。）</u> 1件につき <u>7,000円</u></p> <p><u>（11の2） 介護保険法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修の実施</u> 1件につき <u>12,800円</u></p> <p><u>（11の3）</u> 略</p> <p><u>（11の4）</u> 略</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（10） 略</p> <p>（11） 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験又は介護支援専門員実務研修の実施 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア 介護支援専門員実務研修受講試験 1件につき <u>8,000円</u></p> <p>イ <u>介護支援専門員実務研修</u> 1件につき <u>12,800円</u></p> <p><u>（11の2）</u> 略</p> <p><u>（11の3）</u> 略</p>

<p>(12)～(326) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>介護保険法第69条の11第1項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた法人に試験問題作成事務を行わせる場合における前項第11号アの手数料</u> <u>試験問題作成事務を行う者</u></p> <p>(3) <u>介護保険法第69条の27第1項の規定により知事の指定する者に試験事務を行わせる場合における前項第11号イの手数料</u> <u>試験事務を行う者</u></p> <p>(4) <u>介護保険法第69条の33第1項の規定により知事の指定する者に介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行わせる場合における前項第11号の2及び同項第11号の4の手数料</u> <u>介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行う者</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p>	<p>(12)～(326) 略</p> <p>2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定める者に納めなければならない。この場合においては、当該手数料は、その者の収入とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>介護保険法第69条の27第1項の規定により知事の指定する者に介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務を行わせる場合における前項第11号アの手数料</u> <u>介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務を行う者</u></p> <p>(3) <u>介護保険法第69条の33第1項の規定により知事の指定する者に介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行わせる場合における前項第11号イ及び同項第11号の3の手数料</u> <u>介護支援専門員実務研修及び更新研修の実施に関する事務を行う者</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。